

## 大津市中心市街地活性化協議会設置規約（案）

## （設 置）

第1条 大津商工会議所及び株式会社まちづくり大津は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で大津市中心市街地活性化協議会を設置する。

## （名 称）

第2条 本会の名称は、大津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

## （目 的）

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により大津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施について協議するとともに、必要に応じてその事業を実施し、大津市の中心市街地の活性化（以下「中心市街地活性化」という。）の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

## （公表の方法）

第4条 協議会の活動内容は、広く大津市民の意見を反映させるため、協議会のホームページにおいて公表するほか、大津市広報及び大津商工会議所等のホームページへの掲載を行う。

## （活 動）

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項の規定に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する構成員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動

## （構成員等）

第6条 協議会は、次の掲げる者をもって構成する。

- (1) 大津商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり大津
- (3) 大津市

- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に規定する者で、同号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会の構成員でなくなるものとする。

(組織等)

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織するものとし、協議会の委員は、会長が委嘱する。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 委員
  - (4) 監事 2名
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の事業及び運営等を監査し、その結果を協議会に報告するものとする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第8条 協議会に顧問をおくことができる。

- 2 会長は、必要に応じて顧問を招集し、発言を求めることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員(代理の委員を含む。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議の心得)

第10条 委員は、大津市中心市街地活性化に関して批評をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

- 2 大津市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。
- 3 大津市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(プロジェクト会議の設置)

第11条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト会議を置くことができる。

2 プロジェクト会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第12条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、大津商工会議所及び株式会社まちづくり大津が協力して処理する。

(会計)

第14条 協議会の運営は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月23日から施行する。

2 第9条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。

3 第13条第2項の規定にかかわらず、協議会の設立の日(以下「設立日」という。)の属する会計年度は、設立日から設立日の属する年度の3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成20年2月8日から施行する。

## 大津市中心市街地活性化協議会設置規約新・旧対照表

変更後	変更前
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(協議の心得)</p> <p>第10条 委員は、大津市中心市街地活性化に関して批評をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。</p> <p>2 大津市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。</p> <p>3 大津市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。</p> <p>(プロジェクト会議の設置)</p> <p>第11条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト会議を置くことができる。</p> <p>2 プロジェクト会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第12条～第15条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成20年2月8日から施行する。</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(専門部会の設置)</p> <p>第10条 協議会に、その目的の実現のために専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第12条～第14条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p>